

9月は自賠責制度 広報・啓発期間です!

～交通事故からあなたの未来を守る～



誰かを
傷つけてしまう前に、
ちゃんと自賠責を。

モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。



- フル電動自転車、ペダル付き電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」も加入の対象です。
- ナンバープレートのステッカーで、有効期限をご確認ください。

自賠償への加入方法など、詳しくはこちら！



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 JA共済 こみん共済(金沢県) 金全共 トラック交遊隊 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 H A S V A 国土交通省

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和7年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責（※）制度の重要性や役割、無保険・無共済車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責への加入促進を図っています。

また、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っています。

小さくて小回りの利くバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、軽二輪（排気量126～250ccのバイク）・原動機付自転車が人気です。

しかし、軽二輪・原動機付自転車等

は車検制度がないことから、自賠責の有効期限切れに気づかず使用されることが見受けられます。

令和6年度は、沖縄県内で30,709台中、1,084台に自賠責の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責制度について、従前より広報啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。

※自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済

お問い合わせ先
運輸部 陸上交通課
☎098-866-1836

○「自賠償」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。

「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。
250CC以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には・・・

1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

詳しくは...

<https://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト

検索



無保険(共済)車・無車検車を見かけたら・・・

無保險車通報窓口

檢索



http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html